

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
補正予算（第3号）及び令和7（2025）年度国民健康保険  
事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算（第3号）説明資料

【 歳 出 】

1 款 総務費

総務費3,199千円の増額は、国保医療課と税務課職員の各種手当等職員人件費を再計算した結果、3,128千円を増額すること及び今年度国保運営協議会を例年より1回多く開催することに伴う委員報酬の不足分を71千円を増額すること、この2件の合計額を増額措置するものです。

6 款 諸支出金

① 償還金及び還付加算金31,070千円の増額は前年度に交付された国庫補助金・県支出金の超過交付分を、返納するために増額措置するものです。内訳は次のとおりです。

- ・ 普通交付金返納金 31,051 千円
- ・ 災害臨時特例補助金返納金 19 千円

② 直診勘定繰入金2,341千円の増額は、直営診療施設勘定の増額補正に伴うもので、増額補正の内容は、各種手当等職員人件費等を再計算した結果です（直診施設勘定の歳入における繰入金の増と歳出における一般管理費の増と連動しています。）。

【 歳 入 】

6 款 繰入金

繰入金5,540千円の増額は、歳出1款で説明した国保医療課と税務課職員の職員人件費の増額及び歳出6款諸支出金で説明した直営診療施設勘定の繰入金に係る増額の合計額を一般会計からの繰入金として増額措置するものです。

7 款 繰越金

31,070千円の増額は、歳出6款諸支出金で説明した国庫補助金及び県支出金の返納金を繰越金から支出するため増額措置するものです。

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第3号）

歳入		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
医療給付費分	712,785			712,785
後期高齢者支援金分	308,394			308,394
介護納付金分	93,338			93,338
(計)	1,114,517	0		1,114,517
2款 使用料及び手数料	1	0		1
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1			1
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1			1
子ども・子育て支援事業費補助金	8,690			8,690
(計)	8,692	0		8,692
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,174,357			6,174,357
保険給付費等交付金(特別交付金)	196,976	0		196,976
・保険者努力支援分	37,627			37,627
・特別調整交付金分	106,479			106,479
・県繰入金	23,139			23,139
・特定健康診査等負担金	29,731			29,731
財政安定化基金交付金	1			1
(計)	6,371,334	0		6,371,334
5款 財産収入	4,421	0		4,421
6款 繰入金				
一般会計(1～7の計)	782,878	5,540		788,418
1保険基盤安定	328,233			328,233
2職員給与費等	146,749	3,199		149,948
3出産育児一時金等	8,333			8,333
4財政安定化支援	109,217			109,217
5その他	188,569	2,341		190,910
・事業勘定分	0			0
・直診勘定分	188,569	2,341		190,910
6未就学児均等割保険税繰入金	1,308			1,308
7産前産後保険税繰入金	469			469
財政調整基金繰入金	38,000			38,000
(計)	820,878	5,540		826,418
7款 繰越金	4,310	31,070		35,380
8款 諸収入				
延滞金加算金等	29,985			29,985
雑入	2,514			2,514
(計)	32,499	0		32,499
合計	8,356,652	36,610		8,393,262

歳出		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	156,525	3,199		159,724
2款 保険給付費				
療養給付費	5,268,374			5,268,374
療養費	23,012			23,012
審査支払手数料	20,803			20,803
高額療養費	861,692			861,692
高額介護合算療養費	466			466
移送費	10			10
出産育児一時金	12,500			12,500
出産育児一時金支払手数料	6			6
葬祭費	7,500			7,500
傷病手当金	16			16
(計)	6,194,379	0		6,194,379
3款 国民健康保険事業費納付金				
医療給付費分	1,108,227			1,108,227
後期高齢者支援金等分	428,999			428,999
介護納付金分	125,012			125,012
(計)	1,662,238	0		1,662,238
4款 保健事業費	102,589	0		102,589
5款 基金積立金	4,421	0		4,421
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	13,013	31,070		44,083
直診勘定繰出金	213,487	2,341		215,828
(計)	226,500	33,411		259,911
7款 予備費	10,000	0		10,000
合計	8,356,652	36,610		8,393,262

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R7 .7.31現在)	1,686,724,502
基金繰入金(歳入6款)	0
基金積立金	0
基金残額	1,686,724,502

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第3号）

歳入

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 診療収入			
外来 国保診療報酬収入	19,000		19,000
外来 社保診療報酬収入	6,600		6,600
外来 後期高齢診療報酬収入	72,000		72,000
外来 その他の診療報酬収入	900		900
外来 一部負担金	16,800		16,800
外来 介護報酬収入	0		0
その他診療報酬収入(諸検査)	3,256		3,256
(計)	118,556	0	118,556
2款 使用料及び手数料			
施設使用料	3		3
文書料	151		151
手数料	4		4
(計)	158	0	158
3款 寄附金	4		4
4款 繰入金	213,487	2,341	215,828
5款 繰越金	4		4
6款 諸収入	5,778		5,778
合 計	337,987	2,341	340,328

歳出

（単位：千円）

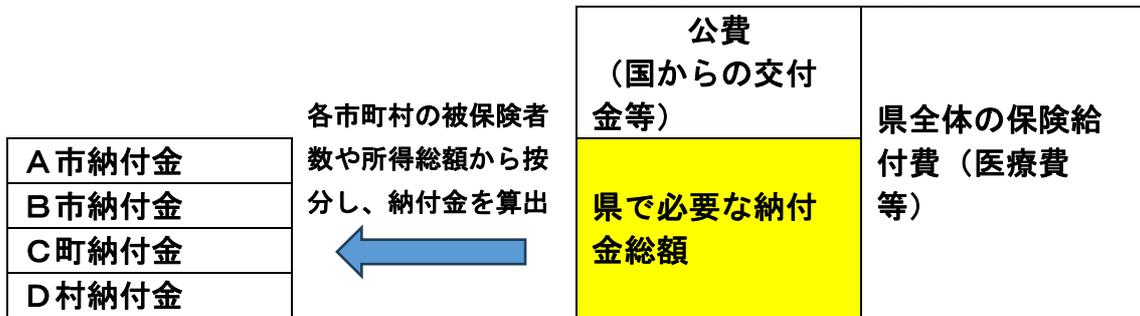
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費			
一般管理費	272,730	2,341	275,071
連合会負担金	94		94
研究研修費	745		745
(計)	273,569	2,341	275,910
2款 医業費			
医療用器材器具費	5,140		5,140
医療用消耗器材費	5,544		5,544
医薬品衛生材料費	52,734		52,734
(計)	63,418	0	63,418
3款 予備費	1,000		1,000
合 計	337,987	2,341	340,328

## 令和8(2026)年度の国保税率改正(案)について

### 1 国民健康保険制度の概要と現行保険税率

・納付金の決定について

- ①県が県全体の保険給付費を見込み、各市町村の納付金を決定(毎年度決定)



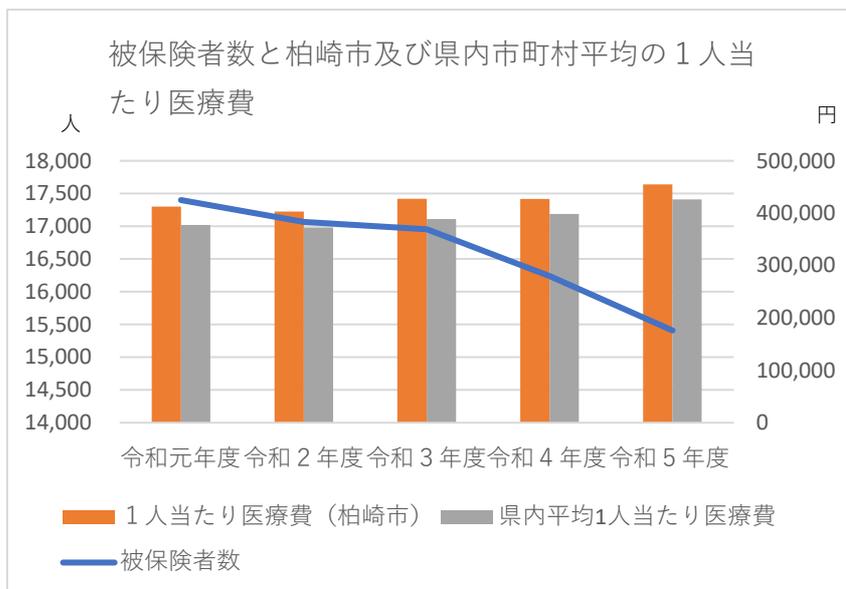
- ②本市は、納付金を賄うため保険税率を設定する(毎年度設定)。

#### 本市の令和7(2025)年度の税率

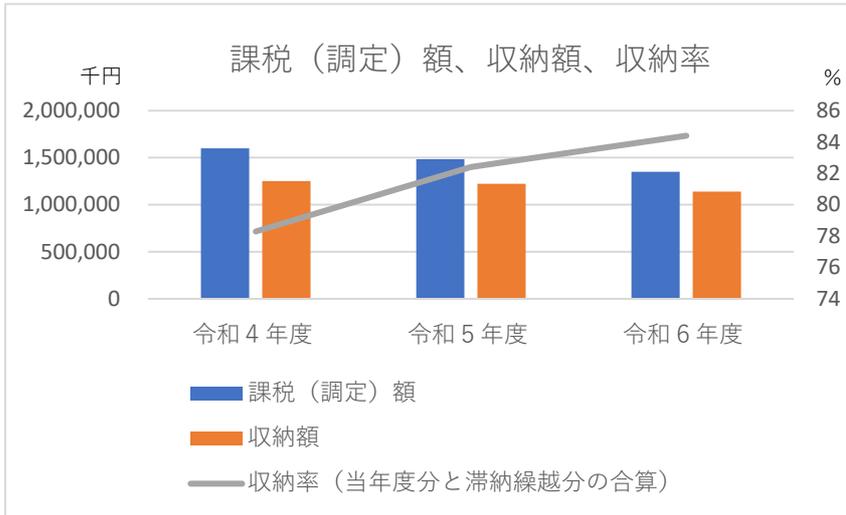
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.15%	18,400 円	20,200 円
支援分	2.77%	7,600 円	8,700 円
介護分	2.50%	14,000 円	—

・現行保険税率は、平成30(2018)年度から据置き

### 2 本市における国保の状況



- ・被保険者については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行やパート・アルバイトを含めた労働者の社会保険への加入条件が段階的に拡大されることにより、減少傾向が続く見込みです。
- ・1人当たり医療費は、高齢化や医療の高度化により増加傾向にあります。なお、本市は、県内の平均より金額が高くなっています。



・収納額は、被保険者数の減少に伴う課税額(調定額)の減少に伴い、年々減少傾向にあります。一方、収納率は、上昇しています。

### 3 令和6・7年度収支状況（見込み）

（単位：千円）

年度	R6（決算）	R7（当初）
① 歳入	8,127,493	8,343,611
うち基金取崩し	0	38,000
② 歳出	8,048,367	8,343,611
うち基金積立て	116,595	4,421
③ 収支	79,126	0
④ うち翌年度県返還額等（見込み）	35,082	0
実質収支(③-④)	44,045	0

- ・令和6(2024)年度は、余剰金を積み立て、実質収支は約4,400万円の黒字となりました。
- ・令和7(2025)年度の当初予算では基金の取崩しを予定していましたが、収支の見込みから基金の取崩しは不要となる見込みです。

### 4 国保財政調整基金残高の推移

（単位：千円）

区分	制度改革前	制度改革後						
	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019)年 度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
基金積立額	602	561,975	98,969	78,820	767	149,871	125,428	116,595
年度末財政調整基金残高	554,299	1,116,274	1,215,243	1,294,063	1,294,830	1,444,701	1,570,129	1,686,724

## 5 令和8（2026）年度国民健康保険事業会計の収支見込み

### （1）令和8（2026）年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果

（単位：千円）

	令和7(2025)年度 本算定	令和8(2026)年度 仮算定	差
医療分	1,108,227	968,483	△139,744
支援分	428,999	408,505	△20,494
介護分	125,012	128,676	3,664
子ども分	—	36,789	—
合計	1,662,238	1,542,453	△119,785

- ・県への納付金額は、今年度本算定との比較で約1億2,000万円減少しました（差額の計算には、新設の子ども分を含みます。）。
- ・子どもや子育て世帯を社会全体で応援する目的で、子育て世帯に対する給付を拡充するために、その財源の一部として、全世代や企業の皆様から拠出していただく、子ども・子育て支援金の納付が令和8(2026)年度から始まります。

### （2）令和8（2026）年度収支見込内訳（前年度）比較

（単位：千円）

	歳入			歳出			
	R7 予算	R8 予算	R8-R7		R7 予算	R8 予算	R8-R7
① 県支出金	6,371,334	6,031,608	△ 340,026	保険給付費	6,194,379	5,832,219	△ 362,160
② 保険税	1,114,517	1,107,578	△ 6,939	納付金	1,662,238	1,542,453	△ 119,785
③ 一般会計繰入 他	819,760	816,311	△ 3,449	保健事業	102,589	112,170	9,581
③ 基金	38,000	0	△ 38,000	その他	384,405	400,935	16,530
計	8,343,611	7,955,497	△ 388,414	計	8,343,611	7,887,777	△ 455,834

④ R8 歳入 7,955,497-歳出 7,887,777=差引 67,720

※保険税を現行税率のままとし、納付金を仮算定結果に置き換えた結果で計算したものです。

#### 表の説明

- ① 保険給付費に必要な財源は、全額が県支出金で賄われます。
- ② 県へ納める納付金の財源として、保険税を確保する必要があります。  
これには、一般会計繰入金（一般会計で繰り入れた国費等の法定繰入分）等も充当します。
- ③ 令和7(2025)年度予算では、基金を取り崩すこととして算定しました。  
（決算においては、上記3に記載のとおり、取り崩さなくてよい見込みです。）
- ④ 上記の前提条件としたときの、令和8(2026)年度予算では、歳入歳出差引で約6,800万円黒字の見込みです。

## 6 令和8（2026）年度国民健康保険税率の検討

### (1) 税率検討のパターン

	メリット	デメリット
据置き	・被保険者の負担感に配慮できる	・特になし
引上げ	・特になし	・被保険者の負担が増加する。
引下げ	・被保険者の負担が減少する。	・基金の繰入れが必要となる。

### (2) 検討方法

#### ア 令和8(2026)年度収支見込み

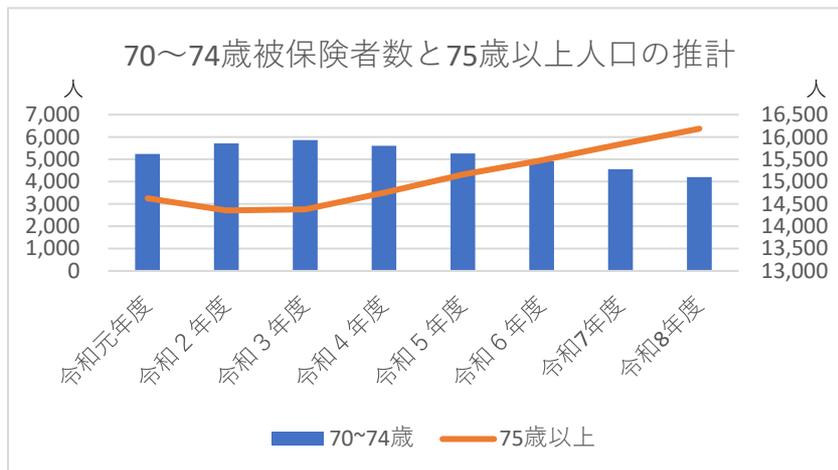
現行税率と仮算定結果によれば、約6,800万円の黒字見込み

#### イ 基金の状況

令和6(2024)年度末基金残高は、約16億8,600万円

#### ウ 今後見込まれる状況

- ・医療給付費が高い70～74歳の人数は、現在、他の世代よりも多く、国保財政への影響が大きいです。団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行したことから、今後は、徐々に少なくなっていくと見込まれます。
- ・75歳以上人口が増加するため、納付金に含まれる後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金が今後増加すると考えられます。
- ・子ども・子育て支援金による賦課が開始されますが、新たな負担となることから負担緩和のため、子ども・子育て支援金分の課税額(調定額)を加えた合計がこれまでの課税額(調定額)の合計を超えない税率を検討します。



※令和7(2025)年度と令和8(2026)年度は推計

### (3) 検討後の方針

- ・基金残高を活用した中で、納付金ベースの統一年度である令和12(2030)年度まで各年度1億円程度の基金を取り崩すこととします。

## 7 令和8（2026）年度の税率改正（案）

### ア 令和8(2026)年度の税率改正における税率(案)

	所得割	均等割	平等割	備考
医療分	5.30% (△0.85%)	16,200 円 (△2,200円)	16,200 円 (△4,000円)	改正
支援分	2.77%	7,600 円	8,700 円	変更なし
介護分	2.50%	14,000 円	—	変更なし
子ども分	0.25%	1,400 円	—	新設

※( )内は、現行税率との比較

### イ 課税額(調定額)の比較

	1人当たり	1世帯当たり
現行税率	98,262 円	130,323 円
<b>改正(案)税率</b>	<b>93,256 円</b>	<b>123,231 円</b>
現行税率からの減額幅	△5,006 円	△7,092 円
うち子ども分の増額	2,243 円	2,994 円
(参考) 医療分・支援分・介護分 の3区分での減額幅・率 の比較	△7,249 円 (△7.38%)	△10,086 円 (△7.74%)

- ・医療分は、新潟県から示された標準保険料(税)率を基に、被保険者数、世帯数、収納率を本市の実態に合わせて算出しました。
- ・支援分、介護分については、新潟県から示された標準保険料(税)率の方が高いため、変更しません。
- ・子ども分は、新設のため、仮算定における新潟県への納付金の額から税率を算出しました。

### (参考)

#### 新潟県から示された令和8(2026)年度国保事業費納付金仮算定における標準保険料(税)率の状況

	所得割	均等割	平等割	備考
医療分	5.33% (△0.82%)	17,090 円 (△1,310円)	18,110 円 (△2,090円)	
支援分	2.97% (0.20%)	8,705 円 (1,105円)	10,010 円 (1,310円)	
介護分	2.81% (0.31%)	16,456 円 (2,456円)	—	
子ども分	新設で賦課限度額の設定がされていないため、算定できない			

※( )内は、現行税率との比較

### ウ 現行税率と改正案税率による課税額(調定額)の差の見込み

△65,207 千円 -①

※子ども分の新設による課税額(調定額)の増額 27,527 千円を含みます。

## エ その他税率改正を受けて、歳入面で影響する事項

- ・一般会計からの繰入金の一つである保険基盤安定(均等割・平等割の低所得者への軽減等の制度)の減額

現行税率比見込み  $\Delta 30,523$  千円 -②

実質的な歳入の減少額  $\Delta 95,730$  千円 -③ (①+②)

## 8 税率改正(案)を受けての基金残高見込み(令和12(2030)年度まで) (単位:千円)

年度	残高見込み	基金取崩額
令和7(2025)	1,657,566	
令和8(2026)	1,651,746	5,820
令和9(2027)	1,542,554	109,192
令和10(2028)	1,421,366	121,218
令和11(2029)	1,290,665	130,701
令和12(2030)	1,157,005	133,660



5年間の取崩総額  
500,591千円

## 9 今後の税率改正の方針

- ・診療報酬の改定が2年に1回行われ、医療給付費に影響を及ぼすため、2年に1回見直すことを原則とします。
- ・子ども・子育て支援金の税率については、国の資料によると令和10(2028)年度までは、1人当たりの月額負担額の目安が示されていることから、毎年度見直しを行うことが必要となります。
- ・県全体での保険料(税)完全統一化の前段である納付金ベースでの統一年度である令和12(2030)年度においては、見直すこととします。

## 子ども・子育て支援金制度が開始します

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

### いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様へ追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	960万円未満		第3子以降	
	支援対象	児童手当(月額)	支援対象	児童手当(月額)
	0歳～3歳未満	1.5万円	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	3歳～小学生	1.5万円
	中学生	1万円	中学生	3万円
	高校生	1万円	高校生	1万円

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に5万円  
・妊娠後期以降に妊娠している  
こどもの数×5万円  
を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

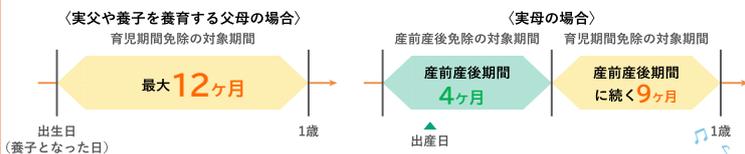
「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6カ月から  
満3歳未満のこどもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

